

経 済 産 業 省

(制定) 57 生 局 第 241 号
昭和 57 年 3 月 31 日
(改正) 平成 13・05・09 製局第 12 号
平成 13 年 8 月 7 日
(改正) 平成 23・07・01 情局第 4 号
平成 23 年 7 月 1 日
(改正) 20150622 情局第 2 号
平成 27 年 6 月 26 日
(改正) 20160617 製局第 4 号
平成 28 年 6 月 17 日
(改正) 2011206 製局第 2 号
令和元年 12 月 13 日

振興計画終了後の伝統的工芸品に関する伝統証紙表示事業実施要領

経済産業省製造産業局長 高田 修三

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた振興計画に基づく事業を実施する団体（以下「特定製造協同組合等」という。）が振興計画の期間終了後一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下「協会」という。）が発行する伝統証紙による表示事業を実施する場合には、次に定めるところにより取り扱うものとする。

なお、この要領において使用する用語は法、伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 177 号）及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 37 号）において使用する用語の例による。

（目的）

- 1 本規程は、協会が発行する伝統証紙による表示事業の適切な実施を確保することにより、伝統的工芸品の品質の維持、向上を図り、もって伝統的工芸品産業の振興に寄与することを目的とする。

（実施規程の認定）

- 2 特定製造協同組合等は、法第 4 条第 1 項の認定を受けた振興計画の期間終了後、協会が発行する伝統証紙による表示事業を実施しようとするときは、様式第 1 により伝統証紙表示事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、これを経済産業省製造産

業局長（以下「製造産業局長」という。）に提出して、当該実施規程が適当である旨の認定を受けなければならない。

（認定の申請）

- 3 2の認定を受けようとする特定製造協同組合等は、様式第2による申請書1通及び写し2通にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、当該伝統的工芸品を製造する地域を管轄する経済産業局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長。以下「管轄経済産業局長」という。）を経由して製造産業局長に提出するものとする。

（認定の基準）

- 4 製造産業局長は、3の認定の申請があった場合において次の各号に定める要件が満たされているものと認められるときは、その認定をするものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。
- ① 当該実施規程に、検査基準に合格しなければ協会が発行する伝統証紙の貼付を認めない旨の定めがあり、かつ、検査基準に当該伝統的工芸品指定の公示（通商産業省告示又は経済産業省告示）の内容に適合しなければ合格としない旨の定めがあること。なお、当該適合性の有無を判断する際、同公示の「製造される地域」は、同公示の「伝統的な技術又は技法」が行われている地域を指すと解釈する。
 - ② 当該実施規程が当該伝統的工芸品の手工性、伝統性、特質、持ち味等の維持、向上に資するものであること。
 - ③ 当該実施規程が公平なものであり、かつ、検査が公正に行われるものであること。
 - ④ 当該実施規程に、違反表示を行った場合の処分の定めがある等表示事業の信頼が損なわれることを防ぐための措置が定められていること。
 - ⑤ 伝統証紙の使用について、協会との間に伝統証紙使用許諾契約が締結されていること。
 - ⑥ 当該実施規程が、事業協同組合、協同組合連合会若しくは事業協同小組合又は商工組合にあっては、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の許容する範囲において、員外者の利用を妨げるものでないこと。また、特定製造協同組合等のうち事業協同組合、協同組合連合会若しくは事業協同小組合又は商工組合を除くその他の団体にあっては、相当程度、員外者の利用を行わせることができるものであること。

（認定の通知）

- 5 製造産業局長は、実施規程の認定をしたときは、その旨を当該特定製造協同組合等、関係経済産業局長及び協会代表理事に通知するものとする。

なお、認定しない旨の決定をしたときは、その旨を決定した明確な理由を付して、当該特定製造協同組合等、関係経済産業局長及び協会代表理事に通知するものとする。

（変更の承認）

- 6 2の認定を受けた特定製造協同組合等は、当該認定に係る実施規程を変更しようとする

るときは、製造産業局長の承認を受けなければならない。

(変更の承認の申請)

- 7 6の承認を受けようとする特定製造協同組合等は、様式第3による申請書1通及び写し2通にそれぞれ当該実施規程の変更について総会又は総代会において議決をした日付を記載した書類を添えて、管轄経済産業局長を経由して、製造産業局長に提出するものとする。

(認定の取消し)

- 8 製造産業局長は、2の認定を受けた特定製造協同組合等又はその構成員が当該認定に係る実施規程(6の変更の承認があった場合は、その変更後のもの)に従って表示事業を実施しないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(準用)

- 9 5の規定は、7の承認及び8の取消しの場合において準用する。

(伝統証紙の発行)

- 10 協会は、2の認定を受けた実施規程に基づき表示事業を実施する特定製造協同組合等以外には、伝統証紙を発行しないものとする。

(特例)

- 11 法第4条第1項の認定を受けた振興計画に基づき、協会が発行する伝統証紙による表示事業を実施している特定製造協同組合等が振興計画の期間終了後引き続き伝統的工芸品表示事業実施規程に基づき、これを実施しようとするときは、振興計画の期間の終了する日までに様式第4による届出書1通及び写し2通を管轄経済産業局長を経由して製造産業局長に届け出なければならない。この場合において、届け出のあった当該伝統的工芸品表示事業実施規程は、2の認定を受けた実施規程とみなす。

附 則

この要領は平成13年4月18日から適用する。

この要領は平成23年7月1日から適用する。

この要領は平成27年6月26日から適用する。

この要領は平成28年6月17日から適用する。

この要領は令和元年12月13日から適用する。

様式第 1

伝統証紙表示事業実施規程

- (1) 目的
 - (2) 表示事業の対象となる伝統的工芸品
 - (3) 伝統証紙の貼付方法
 - (4) 検査方法
 - (5) 検査基準
 - ① 品種又は製品名
 - ② 外観
 - ③ 性能又は品質
 - ④ 技術又は技法
 - ⑤ 材質
 - ⑥ 製造地域
 - ⑦ その他
- (注) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき伝統的工芸品として指定された内容を充分満たす内容であること。
- (6) 検査機関の名称、所在地、構成、任務等
 - (7) 伝統証紙交付の手数料
 - ① 検査手数料
 - ② 証紙料
 - (8) 伝統証紙の管理方法及び検査結果の記録方法
 - (9) 違反者に対する処分の方法
 - (10) その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2

伝統証紙表示事業実施規程の認定申請書

年 月 日

経済産業省製造産業局長殿

住所

名称及び代表者の氏名

振興計画終了後の伝統的工芸品に関する伝統証紙表示事業実施要領 2 の規定により、別添の伝統証紙表示事業実施規程について認定を受けたいので申請します。

- ① 当該特定製造協同組合等の定款及び表示事業に関する事項を定めている規約がある場合にあっては、当該規約
- ② 当該特定製造協同組合等の構成員の氏名又は名称を記載した名簿
- ③ 当該特定製造協同組合等の最近一期間の事業報告書等
- ④ 協会との間で締結された伝統証紙使用許諾契約書の写し
- ⑤ その他参考となる資料

参考

総会又は総代会において、当該実施規程について議決した日

備考

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- (2) 様式第 1 による伝統証紙表示事業実施規程を添付すること。

様式第3

伝統証紙表示事業実施規程の変更に係る認定申請書

年 月 日

経済産業省製造産業局長殿

住所

名称及び代表者の氏名

伝統証紙表示事業実施規程について下記のとおり変更したいので、振興計画終了後の伝統的工芸品に関する伝統証紙表示事業実施要領6の規定により認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の事由

参考

総会又は総代会において、当該実施規程について議決した日

備考

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- (2) 変更後の伝統証紙表示事業実施規程を添付すること。

様式第 4

伝統証紙表示事業実施に関する届出書

年 月 日

経済産業省製造産業局長殿

住所

名称及び代表者の氏名

伝統的工芸品に関する伝統証紙表示事業については、振興計画終了後引き続き別添伝統証紙表示事業実施規程に基づき実施したいので伝統証紙表示事業実施要領 1 1 の規定により届け出ます。

参考

総会又は総代会において、当該実施規程について議決した日

備考

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- (2) 様式第 1 による伝統証紙表示事業実施規程を添付すること。